

## 低濃度 PCB 廃棄物の早期処理に向けた方針（案）

### 1. 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関する考え方

- ・PCB 特措法において、低濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者は令和 9 年 3 月末までに無害化認定事業者等との処分委託契約を締結すること等が義務づけられている（平成 28 年（2016 年）7 月）。
- ・一方、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成 13 年（2001 年）5 月採択・平成 16 年（2004 年）5 月発効・日本：平成 14 年（2002 年）8 月締結。以下、POPs 条約という）では、『使用』について以下のように規定されている。
  - (1) 「附属書 A 廃絶」の「第 2 部 ポリ塩化ビフェニル」での規定では、PCB の『使用』は 2025 年（令和 7 年）までに廃絶することに関し、以下の優先順位で取り組むこととしている。
    - ① 10% を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。
    - ② 0.05% (500ppm) を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。
    - ③ 0.005% (50ppm) を超える PCB を含有し、かつ、容量が 0.05L (50cc) を超える機器を特定し及び当該機器の流通を中止するよう努めること。
  - (2) 本条約の第 6 条 1 の規定に従い、0.005% (50ppm) を超える PCB を含有する液体及び 0.005% (50ppm) を超える PCB で汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも 2028 年（令和 10 年）までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。
  - (3) さらに、PCB を 0.005% (50ppm) を超えて含有する他の物品（例えば、ケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物）を特定し及び当該物品を第 6 条 1 の規定に従って管理するよう努めること。
- ・ここで言う POPs 条約の第 6 条 1 の規定は、以下のとおりである。
  - (d) 廃棄物（廃棄物となった製品及び物品を含む。）が次のように取り扱われるよう適切な措置をとること。
    - (i) 環境上適正な方法で取り扱われ、収集され、輸送され及び貯蔵されること。
    - (ii) 國際的な規則、基準及び指針（2 の規定に従って作成されるものを含む。）並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分がその特性を示さなくなるように破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されること又は破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること。

## 2. 低濃度 PCB 廃棄物の実態把握に向けた対応

- ・令和4年(2022年)3月末時点の低濃度 PCB 廃棄物の届け出量は、変圧器・コンデンサーが約9.8万台、汚泥や塗膜が約1.8万トンであり、濃度不明の変圧器・コンデンサーは約1万台となっている。
- ・令和3年度に作成した低濃度 PCB 含有機器の調査の手引きを活用した低濃度 PCB 廃棄物の早期確認を促進しているが、令和5年度(2023年度)には経済センサスを用いて実態把握の実施状況を調査する予定としている。また、複数の自治体において高濃度 PCB の掘り起こし調査のフォローアップ(例:高濃度 PCB の掘り起こし調査時に低濃度や濃度不明と回答があったものの再調査)が実施されている。
- ・使用中機器の実態把握が急務であり、引き続き安定器の掘り起こし調査のノウハウを参考に民間事業者自ら調査を進めるよう、関係省庁や自治体等と連携して広報や周知等を実施する。
- ・特に低濃度 PCB 含有機器を多く有する業種では、関係業界団体の協力を得て、実態把握を進める。
- ・使用中を含めた低濃度 PCB 含有物の把握のため、封じきり機器等の PCB 濃度測定が困難な機器の対応について引き続き検討するとともに、制度的な対応の必要性等を検討する。
- ・政府の低濃度 PCB 廃棄物については確実に期限内に処理を完了させるため、高濃度 PCB 廃棄物への対処に引き続き、計画的に取り組む。

## 3. 期限内かつ早期の処理に向けた対応

PCB 特措法及び POPs 条約の規定を達成するには、低濃度 PCB に関するより一層の取り組みの促進が必要である。

### (1) 自治体等から保管事業者への指導

- ・PCB 特措法第24条及び25条では、PCB 廃棄物の保管事業者に対して、報告徴収や立入検査を実施できる。こうした制度を活用して低濃度 PCB 廃棄物の早期処理の実現のために取り組む。

### (2) 使用中機器の処理促進に向けた今後の対応

- ・PCB 廃棄物については PCB 特措法第3条に基づき、使用製品の廃棄に努めることが所有事業者の責務とされている。高濃度 PCB の使用製品については PCB 特措法第18条で使用製品を廃棄物と見なすことができるとされているが、低濃度 PCB 含有疑い機器については規定されていないため、制度的な対応の必要性等を検討する。
- ・使用中の低濃度 PCB 含有機器の最小化に向けて、使用が長期化した場合には、適正に処理することが困難となる恐れがあることについて、説明会等を通じて引き続き広報・啓発活動を行う。

### (3) 处理促進のための新たな支援策の検討

- ・高濃度 PCB については、中小企業や個人等を対象に、その収集・運搬費、処分費の一部を PCB 廃棄物処理基金等により補助している。
- ・低濃度 PCB については高濃度と異なり、銘板情報では該当性判断ができないため、濃度を測定が課題となっている。変圧器については令和 5 年度から分析費の一部の補助を開始している。
- ・高濃度 PCB と比べると処分費は安価な場合が多いが、PCB 非含有廃棄物として金属くずや 廃プラスチックとして処理する場合に比べて処分費が高額であるため、地方公共団体から、 中小企業や個人等を対象に、その費用の一部の補助に関する要望が寄せられている。
- ・分析費や処理費の現状を調査するとともに、期限内処理の早期実現のために必要な支援策について検討する。

## 参考

### PCB 特措法

第三条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第十八条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

3 処分期間内（前項に規定する所有事業者にあっては、特例処分期限日まで）に廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

第二十四条（報告徴収） 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

令第七条 法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

### POPs 条約 附属書 A『廃絶』 第二部 ポリ塩化ビフェニル

締約国は、次のことを行う。

(a) 機器（例えば、変圧器、コンデンサー又は液体を含有する他の容器）内におけるポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）の使用を、締約国会議が検討することを条件として、2025年（令和7年）までに廃絶することに関し、次の優先度に従って措置をとること。

(i) 10%（10万ppm）を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(ii) 0.05%（500ppm）を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(iii) 0.005%（50ppm）を超える PCB を含有し、かつ、容量が 0.05L（50cc）を超える機器を特定し及び当該機器の流通を中止するよう努めること。

(b) (a) の優先度に従い、PCB の使用を管理するため、曝露及び危険を減少させる次の措置を促進すること。

(i) 損傷しておらず、かつ、漏出していない機器内に限り、また、環境への放出による危険を最小限にし、かつ、速やかに是正することのできる区域内に限り使用すること。

(ii) 食品又は飼料の製造又は加工に関連する区域にある機器内で使用しないこと。

(iii) 学校及び病院を含む居住地域において使用する場合には、火災につながるおそれのある電気的な欠陥から保護するためのすべての妥当な措置をとり、及び漏出について機器の定期的な検査を行うこと。

(c) 第三条 2 の規定にかかわらず、(a) に規定する PCB を含有する機器が、廃棄物の環境上適正な管理の目的による場合を除くほか、輸入又は輸出のいずれも行われないことを確保すること。

(d) 維持及び保守の業務を目的とする場合を除くほか、PCB を 0.005%（50ppm）を超えて含有する液体を他の機

器に再利用する目的で回収することを認めないこと。

- (e) 第六条 1 の規定に従い、0.005% (50ppm) を超える PCB を含有する液体及び 0.005% (50ppm) を超える PCB で汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも 2028 年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。
- (f) 第一部注釈(ii)の規定の代わりに、PCB を 0.005% (50ppm) を超えて含有する他の物品（例えば、ケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物）を特定し及び当該物品を第六条 1 の規定に従って管理するよう努めること。
- (g) 5 年ごとに PCB の廃絶についての進展に関する報告書を作成し、これを第十五条の規定に従って締約国会議に提出すること。
- (h) (g) に規定する報告書は、適当な場合には、締約国会議がポリ塩化ビフェニルに関する検討において考慮する。締約国会議は、この報告書を考慮して、五年間隔で又は適当なときは他の間隔で、ポリ塩化ビフェニルの廃絶に向けた進展について検討すること。